

平成28年3月

平成27年度包括外部監査報告書の概要

秋田県包括外部監査人
公認会計士 山崎聡一郎

監査の概要

1. 監査テーマ

「基金の運営と管理に係る財務事務」

2. テーマ選定理由

多くの地方公共団体が、厳しい財政運営を余儀なくされる中、財政改革として、地方債の削減と基金の拡充を掲げている。このうち、地方債については、原則として、地方財政法第5条各号に掲げる場合においてのみ発行できるとする地方債制度等の枠組みの中で、資金の貸し手や議会を含めた一定のガバナンスの確保及び実質公債費比率等の財政指標をはじめとする各種のモニタリングが図られているところであるが、基金については、これらの仕組みが地方債に比べて十分ではなく、制度の運用を地方公共団体の裁量や判断に拠る部分が少なくない。

秋田県では、平成26年度末に、41基金(総額1,110億円)が積み立てられている。また、県の「新行財政改革大綱(第2期)」(実施期間:平成26年度~平成29年度)においても、健全な財政運営の一つとして「財政2基金の残高確保」を掲げている。

県が設置した基金が、法律・条例等に照らして、必要かつ十分な水準であるかどうか、繰入れ・取崩しが適切に行われているか、運用を含めた管理が適切に行われているか等については、今後の県の財政運営に重要な影響を与えるものであり、かつ、県民の関心も高いと思われる。

そこで、基金の運営と管理に係る財務事務を監査のテーマとして取り上げた。

3. 監査の要点

条例や諸規則等に従って、設置目的に沿った運営・管理を適切に行っているか。

- ・基金の積立てに関して、必要な額が積み立てられているか、又は過剰に積み立てられていないか。積立て方針は適切に整備・運用されているか。
- ・基金の取崩しに関して、充当事業は設置目的に従って適切であるか。取崩し方針は適切に整備・運用されているか。
- ・基金の運用に関して、確実性、効率性は確保されているか。運用方針は適切に整備・運用されているか。

県全体の資金繰りに照らして、繰替運用・一時借入金の借入れ等が効率的に実施されているか。

行財政改革の観点から、適切な基金制度の運用がなされているか。

出資法人が有する基本財産及び特定資産に、実質的な県の基金といえるものがないか。

指摘事項と意見

1. 秋田県における基金の概要

【意見1】基金の重複や役割見直し等の継続的モニタリングについて

今回の監査において財政課にヒアリングを行い、県全体の基金のあり方に関して、以下の点を確認した。

- ・現在設置されている基金のうち、目的が重複していると考えられるものはない。
- ・現在設置されている基金のうち、設置目的に照らして本来の役割を終えていると考えられるものはない。
- ・条例等で期限が設けられている基金以外で、過去に統廃合された基金はない。

しかし、県全体の基金のあり方については、平成21年度以前には、県の財源対策のために基金全体を俯瞰しての横断チェックをしたことがあるとのことであるが、現在は特にこの所管課においても基金全体の管理をしているわけではなく、統廃合や重複の検討が十分になされているとは言い難い状況である。

個別の基金のモニタリングのみならず、県全体の財政の効率化を図り、限られた財源を有効活用していくためにも、一時的なものではなく、基金全体を俯瞰しての横断チェック・モニタリングを経常的に実施する体制を整えることが望ましい。

2. 基金の財務事務に係る全般的事項

(1) 基金の運用先

【意見2】基金の使用見込みに応じた運用期間の設定について

会計課は、基金所管課から提出される運用計画を元に、全基金分の運用を行う。監査において、すべての基金に係る平成27年度運用計画を確認したところ、「1年を超えた期間運用が可能な額」に記載があったのは、「秋田県地域おこし支援基金」の20百万円、「秋田県中山間地域土地改良施設等保全基金」の790百万円、「秋田県芸術文化振興基金」の260百万円のみであり、当該3基金しか中長期運用を行っていない。

債券ではなく、定期預金で運用することが結果的に合理的な結果を生んでいるわけであるが、同じ定期預金の中でも、1年もの、2年もの、5年ものの順に金利水準が高くなるため、当面使用しない基金は2年以上の運用を行うべきである。

この点、以下の基金については、これまでの使用実績や今後の使用予定に鑑みると、中長期運用が可能と考えられる。

秋田県芸術文化振興基金

当基金は、毎年度の取崩額が基金残高の約 50 分の 1 程度と少額であり、今後の明確な使用予定がないことから、基金残高の大半の約 10 億円は中長期運用が可能と考える。

秋田県南部老人福祉総合エリア老人専用マンション基金

当基金は、入居者からの入居一時金を財源とするが、基金残高約 3 億円のうちほとんどは返還の必要がない。従来は返還を想定して四半期（3 ヶ月）ごとの運用を行っていたが、今後はより長い期間の運用が可能と考える。

ただし、老人専用マンションの今後のあり方を検討する時期に来ており、その結果によっては速やかに取崩しが必要になる可能性もある。

秋田県環境保全基金

当基金は、毎年度概ね 2 千万円を限度に取崩しを実施することから、基金残高のうちの約 3 億円は中長期運用が可能と考える。

秋田県美術品取得基金

現在、美術品の新規取得を計画しておらず、収集方針に合致した美術品が市場に出回った場合にのみ取得する方針としている。また、収蔵庫の最大保管能力に近い水準まで作品が集まっており、これ以上の大規模な収集は行われない。さらに、過去の取得実績では、取得価額は秋田県立近代美術館設立時に取得した 3 億円のロダン「青銅時代」を除けば、1 億円を超えるものはない。

以上により、年間を通して預金として保有する必要がある基金は多く見積もって 1 億円程度であり、預金 5 億円のうち 4 億円は中長期運用が可能と考える。

以上の基金について、直近の運用計画を査閲すると、基金残高すべてが「1 年間の運用が可能な額」欄に記載されており、「1 年を超えた期間運用が可能な額」の欄は 0 円となっていた。会計課では、当該運用計画のこれらの欄を確認の上、運用方法や運用形態を決定することから、このように基金残高すべてが「1 年間の運用が可能な額」欄に記載されていた場合、基金の全額が短期運用に充てられることになる。

結果として、本来利率の高い中長期運用ができた基金を低い利率で短期運用したことになり、不利な選択をした結果となっている。今後は、基金所管課から提出される運用計画の精度を向上させるように会計課から基金所管課への指導を徹底し、一層効果的な運用を図る必要がある。具体的には、1 年以内を取崩しが見込まれない額については、運用計画上、「1 年を超えた期間運用が可能な額」の欄への記載を基金所管課に徹底させるべきと考える。

(2) 基金の条例の記載事項

【指摘事項1】運用益金の処理規定について

基金の運用から生じる収益(受取利息)は、果実が元本から発生することを踏まえると、それが生じた基金に属するものと考えられる(定額の資金を運用するための基金である定額運用基金を除く)。運用益金を基金に繰り入れる場合には、条例に、運用益金の処理に係る事項を定めておく必要がある。

この点、基金に係る条例を横断的に検討したところ、「秋田県社会福祉施設職員福利基金条例」にはその条項がなかった。実務上は、他の基金と同様に、運用益金は一般会計歳入歳出予算に計上された後に基金に繰り入れられている。

「秋田県社会福祉施設職員福利基金」についても、他の基金と同様に、条例に運用益金の処理に係る事項を定めるべきである。

3. 各基金に関する事項

(1) 秋田県財政調整基金

【監査の指摘事項・意見】

該当事項なし。

(2) 秋田県減債基金

【監査の指摘事項・意見】

該当事項なし。

(3) 秋田県地域活性化対策基金

【意見3】基金の処分(使用)に係る管理について

当基金は、県内各地域の活性化に資する事業に充てる資金として、その対象事業は非常に幅広い。特に、未来づくり協働プログラム以外の事業としては、主要なものとしては、前掲した、官民共同による脱少子化あきた総合推進対策事業、国民文化祭推進事業、スポーツ王国創生事業、企業立地促進事業、住宅リフォーム推進事業、住宅リフォーム緊急支援事業、安全安心リフォーム推進事業、高等学校等整備事業があるが、このほかにも、結婚支援事業(企画振興部)、がん検診推進事業(健康福祉部)、あきた安全安心住まい推進事業(生活環境部)、英語コミュニケーション能力育成事業(教育委員会)など、様々な部局の様々な事業に対して基金を取り崩して充当している。

基金の設置目的は地域活性化対策である。基金の充当事業が本当に地域活性化に資するものなのかは予算編成プロセスにおいて各事業ごとに査閲されており、また、事業評価等の対象にもなっている。

どの地域活性化事業に対してどの程度当基金を充当するかは、税、補助、起債などあらゆる財源捻出の可能性を検討する中で決定される。このため、明確な充当方針(基金の取

崩し方針)はなく、また、多様な事業に対して活用していく当基金の目的に照らしても明確な取崩し方針を持つことは難しいともいえる。

基金の性質も踏まえつつ、財政状況を勘案しながら、今後も適切に管理する必要がある。

(4) 災害救助基金

【意見4】備蓄物資の棚卸ルールの策定について

備蓄物資は、その残数量が実際に確保されているかどうか、使用可能な状態で保存されているかの2点確かめるために、一定の期間において棚卸を実施する必要がある。しかし、秋田県では、たとえば年度末など定期的に棚卸を行う等のルールを定めておらず、職員が付近に立ち寄った際に棚卸を行う方法によっている。総合防災課の説明によると、少なくとも各倉庫につき3ヶ月に一度程度は棚卸を行っているとのことであるが、これでは倉庫によっては長期間棚卸が行われない可能性もある。備蓄物資は東日本大震災直後の平成23年度に大量に購入し、消費期限が5年間のものが多いため、平成28年度に消費期限を迎える物資が多い。そのため、平成27年度以降は災害がない状態でも新規購入、防災訓練イベントへの提供、防災教育派遣事業への提供、倉庫間の移動などにより、少なくとも1ヶ月で数回の異動があるため、定期的な棚卸の必要性はある。

また、棚卸の方法は特に定まっておらず、棚卸の実施記録も残されていない。これでは棚卸の方法が標準化されず、担当する職員によって棚卸の精度に差が出るおそれがある。

したがって、備蓄物資の棚卸ルールを定めた上で、定期的にすべての倉庫の備蓄物資を棚卸し、基金の残高が保たれていること、常に利用可能な状況にあることを確認すべきである。そして、棚卸の方法をマニュアル化して職員ごとに棚卸の精度に差が出ないようにすること、棚卸実施結果を記録に残すことで数量管理を適切に実施することが望まれる。

【意見5】備蓄物資の期限別管理について

備蓄物資の台帳には、各備蓄物資の消費期限が明記されていない。総合防災課の説明によると、棚卸の際に目視で備蓄物資に記載された消費期限を確認し、消費期限切れが起きていないことを確認しているとのことである。しかし、この方法では、網羅的に確認することができないし、人為的ミスが発生する可能性が高い。台帳に消費期限を記載し一元管理することでその確認は一層容易になると考えられる。購入時に消費期限を台帳に記載する仕組みを構築すべきである。

(5) 秋田県地域おこし支援基金

【監査の指摘事項・意見】

該当事項なし。

(6) 秋田県芸術文化振興基金

【意見 6】基金の適正残高について

当基金は、毎年度 20 百万円（今後 3 年間は 35 百万円）程度の取崩しの割には、10 億円もの残高の基金を造成している。これは、毎年度の事業費を 20 百万円とした場合、50 年分の事業費に相当する額である。

当基金は、果実運用型の基金の性格も一定程度併せ持っていること、毎年度必要額を予算要求するのではなく、多額の基金を造成しておくことが文化事業を実施する民間団体に対する安定確実な事業継続性のアナウンス効果となること（文化振興事業に係る費用は住民の生活文化向上のための支出であり、もし県の財政状況が厳しくなった場合、社会保障等に係る扶助費や教育費よりも予算削減されやすい。多額の基金化はこれに対する一定の財源確保策となる。）の意義は理解できる。

しかし、近年の取崩し実績が 20 百万円前後で推移していたことを踏まえると、本来必要とされる金額以上に多額の基金を保持していると考えられる。適正な基金の残高水準をいくらにするのか、将来の事業量を踏まえた上で検討する必要があると考えられる。

(7) 秋田県地域医療介護総合確保基金

【監査の指摘事項・意見】

該当事項なし。

(8) 秋田県南部老人福祉総合エリア老人専用マンション基金

【意見 7】老人専用マンションの今後の運営方針について

基金条例では基金の用途は入居一時金の還付だけに特定されておらず、入居一時金の還付以外にも老人専用マンションの健全な管理運営のために使用することが可能である。しかし、老人専用マンションの管理運営は指定管理者が行っており、指定管理料は基金からではなく一般会計から支出しているため、現在は入居一時金の還付のみに使用されている状況にある。

仮に平成 27 年 7 月 1 日時点ですべての入居者が一斉退去したとしても、必要な還付額は 6,116,500 円であり、基金残高 348,052,350 円は入居一時金の還付に必要な額を超えて余りある。そのため、基金の規模と用途が問題となる。

近隣に民間の有料老人ホームが設置されたことを受け、入居者数が下落の一途をたどっている現状を踏まえると、今後の老人専用マンションの運営方針を検討すべき時期にきているといえる。施設のあり方を検討した上で、基金をどのように使用するのかを検討することが必要である。

(9) 秋田県社会福祉施設整備基金

【指摘事項 2】基金の限度額について

基金の限度額は条例上 744,759 千円であるが、実際の基金残高は 744,859 千円であり、条例上の金額を 100 千円だけ超過していた。

両者の間で、なぜこのような 100 千円の差額が生じたのかは不明であるが、残存する昭和 56 年以降の資料等に誤りはないことから、相当以前からの時点で新規貸付又は償還の処理を誤ったことが想定される。条例に合わせて 100 千円分基金の取崩しを行うか、条例の限度額を 100 千円引き上げる必要がある。

【意見 8】第二種社会福祉事業の一部に係る貸付けが無利子であることについて

貸付条件については、以下のとおりである。

償還期限：貸付金額 500 万円未満について 10 年以内

貸付金額 500 万円以上について 15 年以内

償還方法：年賦均等償還の方法による

貸付金利：無利子

県が市町村、社会福祉法人、日本赤十字社秋田県支部に対して広く支援する事業であることから、第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業ともに、貸付金利はすべて無利子である。

しかし、第二種社会福祉事業を実施する社会福祉法人に資金を貸し付ける市町村に対するもののうち、保育園・幼保連携型認定こども園分については、県が市町村の施設整備計画を認めなければ貸付けが実行されないとはいえ、市町村は自らの必要性に基づき独自に保育所等を整備設置するものである。

無利子で貸付けを行うことによって県には逸失利益が生じており、市町村には同額の利得機会が生まれていることから、経済性の観点からは必ずしも合理的ではないと考えられるため、他の有利子・無利子の貸付けとの整合性（なぜ市町村事業に係る貸付けを無利子で実施するのか）を整理することが望ましい。

(10) 秋田県高齢者健康保持及び地域支援体制整備基金

【監査の指摘事項・意見】

該当事項なし。

(11) 秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金

【意見 9】基金の設置の意義について

昭和 50 年に設置された本基金は、県として母子・父子・寡婦に対する福祉の増進を目的に、市町村を通じた貸付制度を創設することとし、その貸付資金として設置されたもので

ある。

ただし、母子・父子・寡婦に対する住宅整備事業は本来市町村が実施すべき事業と考えられ、貸付実績も減少の一途をたどってきており、利用実績の観点からも、制度として維持する必要性は高いとはいえない。

また、制度上の存続意義の観点からも、生活福祉資金は国の補助事業、母子父子寡婦福祉資金は法律に基づいた貸付制度であり、これらを上回る県独自の有利な制度が必要かという観点での議論も必要である。事業として、県が公費を利用して維持すべき融資制度なのかどうかを改めて検討し、その必要性が認められる場合であっても、実績に見合った形でもって基金の縮小を検討すべきである。

(12) 秋田県公的医療機関等設備整備基金

【意見10】貸付けに当たっての審査の方法について

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則では、貸付けの要件として以下のように定められている。

(貸付けの要件)

第三条 資金の貸付けを受けようとする者は、資金の償還について十分能力を有する者でなければならない。

貸付けに当たっては、第一に償還能力を審査する必要がある。当基金の貸付けの審査に当たっては、予算書、収支決算書、貸付金調書等によって償還能力を判断することになっている。

借入金や現金預金などのストック情報は貸付金調書に記入された残高で確認しているが、これは医療機関自身が記入するものであり、記述の正確性を確認する必要がある。現状、貸借対照表等の決算書や監査報告書などは入手していないが、少なくとも、貸借対照表を作成する法人にはそれを提出させた上で、償還能力を判断することが望まれる。

厚生農業協同組合連合会（JA 厚生連）のように一定規模以上で会計監査を受けている法人は、その監査報告書の提出も求めるべきである。

また、貸付けの審査の際にヒアリング調査を行っていない。新規の貸付先などリスクが高いと判断される貸付けについては、ヒアリング調査を実施し、償還能力を審査することが望まれる。

【意見11】連帯保証人及び物的担保について

連帯保証人及び物的担保に関して、平成12年度の包括外部監査報告書で指摘されている。その措置状況が平成19年度の包括外部監査報告書に以下のとおり記載されている。

【平成 12 年度の指摘・意見に対する平成 19 年度における措置状況（抜粋）】

平成 12 年度指摘事項	平成 13 年度の措置	現在（平成 19 年度）の状況及び意見
2 . 債権保全手続の方法について		
ア 連帯保証人の保証能力を検討する手続を加える必要がある。	検討します。	新規貸付先について連帯保証人を 1 名から 2 名にしたが、保証能力を検討する手続は追加されなかった。 【監査の意見】保証人の保証能力確認の実証が困難なため、手続の追加が難しいということだが、今後もその代替手段を検討すべきである。（現在、借入人の財務諸表の確認を行っている。）
ウ 何らかの物的担保を徴することを検討する必要がある。	検討します。	物的担保については困難との判断から実施されていない。 【監査の意見】同基金により取得した資産を担保に徴するなど、引続き検討することが望まれる。

これらの平成 26 年度における措置状況に関して検討を行った。

まず、「ア 連帯保証人の保証能力を検討する手続を加える必要がある。」という点は現在も措置されていない。そのため、連帯保証人の保証能力の確認方法に関して引き続き検討することが望まれる。

一方、「ウ 何らかの物的担保を徴することを検討する必要がある。」という点も、平成 26 年度において措置されていない。医務薬事課に確認したところ、検討の結果、同基金による貸付けは秋田県医療保健福祉計画の主要な施策として位置付けられており、物的担保を徴することを要件とすることで結果的に県の事業の実施に支障をきたす懸念が生じるため、物的担保の徴収までは困難との結論であった。結論には一定の合理性が認められるものとする。

【意見 1 2】貸付中の財務状況の確認について

現状、貸付け時には審査が実施されているが、貸付中の期間においては貸付先の財務状況を確認していない。貸付期間は 7 年と長期にわたるため、その間に貸付先の財務状況が

悪化することは十分に考えられる。そのため財務状況を把握していないと債権保全の手續に遅延が生じる可能性があり、結果的に債権回収ができなくなるおそれがある。実際に延滞債権が発生していることも踏まえると、財務状況の確認（モニタリング）は貸付期間中も継続して実施することが望まれる。

このようなモニタリングを実施し、財政状況悪化の情報をいち早く入手したとしても、県が民間金融機関より先に資金を回収することは実務上は難しいとも考えられる。しかしそれをもって貸付期間中の財務状況の確認を実施しなくて良いという論拠にはならない。確実な債権回収のために、継続して財務状況を把握する必要がある。

（ 1 3 ） 秋 田 県 地 域 医 療 再 生 臨 時 対 策 基 金

【 監 査 の 指 摘 事 項 ・ 意 見 】

該当事項なし。

（ 1 4 ） 秋 田 県 民 の 医 療 の 確 保 に 関 す る 臨 時 対 策 基 金

【 監 査 の 指 摘 事 項 ・ 意 見 】

該当事項なし。

（ 1 5 ） 秋 田 県 環 境 保 全 基 金

【 監 査 の 指 摘 事 項 ・ 意 見 】

該当事項なし。

（ 1 6 ） 秋 田 県 林 業 開 発 基 金

【 意 見 1 3 】 将 来 の 貸 付 金 の 回 収 見 込 み に つ い て

林業開発基金は、林業公社の財政運営における収支不足（収支赤字）を補填する目的で支出するものであり、いわゆる運転資金の融資である。したがって、将来返済されることを前提とする。

貸付金が回収されないことは基金を毀損することであるため、回収リスクを検討した。

この点、林業公社の第9次長期経営計画における長期収支見込みは71億円のプラスとなっているが、多分に不確実性を伴う内容となっており、貸付期間が45年から50年の長期に及んでいることから、当基金からの貸付金には回収リスクがあるものと考えられる。

林業公社の経営リスクは、県直営で実施した場合の事業リスクと変わらないため、長期収支見通しのとおりにより事業が進まなければ、貸付債権はいずれ不良債権となり、基金を毀損させる懸念を抱えている。

第三セクター等の経営に関する調査特別委員会の委員会調査報告書でも指摘されているとおり、高金利債務の解消等を引き続き図ることはもちろんのこと、長期収支見通しとの乖離状況を常にフォローアップし、法人形態の見直しと併せて、長期的な観点から基金の

あり方を検討すべきである。

【意見 14】分収契約期間と貸付期間との不一致について

この貸付金は、基本的に主伐により投下資本が回収される。

現在、長期伐期施業への転換により、分収契約期間が当初の 50 年から 80 年へと延長する契約変更を行い、主伐の時期が先送りになっている。それにもかかわらず、貸付金の償還の据置期間は当初の契約の 45 年～50 年のままととなっている（据置期間後に一括返済）。

伐期の延長に合わせて、貸付金償還の据置期間を延長する必要がある。現在のまま貸付金の償還期限を迎えると、当然、その時点で林業公社には返済余力はないため、不良債権化する。その場合、それを避けるために償還資金の融資（いわゆる折り返し融資）をすることになるであろう。

【意見 15】貸付限度額の設定について

当基金による貸付けは、林業公社の収支不足に充てるための運転資金であり、しかも、林業公社の経営に配慮して無利子で融資しており、林業公社にとっては非常にメリットのある資金である。

本来、県の事業として実施してもおかしくない事業であるため、無利子で融資すること自体は特段問題視しない。

しかし、一般的に、資金を無利子で貸し付けることは、貸付先に経営改善のモチベーションが起こりにくく、また、資金の効率使用というガバナンスの観点からも望ましくない。

したがって、基金（＝融資額）に上限額を設定することで累積収支不足の拡大に一定の歯止めをかけることを検討すべきである。上限額に達した場合にはまたその時点で適切な融資限度額を検討する。この点、林業木材産業課の説明によると、現時点における貸付額は、平成 29 年度までの 5 ヶ年計画（アクションプラン）の中で計画値として策定されており、事実上これが上限になるとのことである。しかし、当初想定していた収支見込みが改善しない場合、次期のアクションプランにて計画値の修正を図ることは十分に考えられる。

（17）秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金

【意見 16】基金の活用について

当基金は平成 21 年度以降活用されていない。預託残高は 185 万円（平成 26 年度末）であり、それらも平成 27 年度末には全額償還予定である。

県では、平成 27 年度中に金利を引き下げる等の貸付制度の見直しを含めて有効な活用方法を検討するとのことであり、その結果にもよるが、有効な活用方法が出てこない場合には、基金の縮小・廃止も視野に入れ、基金のあり方を検討すべきである。

(1 8) 秋田県緊急雇用創出等臨時対策基金

【監査の指摘事項・意見】

該当事項なし。

(1 9) 秋田県土地開発基金

【意見 1 7】土地開発公社への貸付金の回収について

現在の貸付金残高13,962千円は、土地開発公社が県の事業課との協定に基づき都市計画道路である大浜上新城線用地を先行取得するために融資したものである。現在のところ、当該計画はあまり進んでおらず、県の再取得に至っていない。

土地開発公社の借金（＝基金の貸付金）は県の再取得以外には償還原資は無いため、貸付金の回収は、県の意思ひとつで実行可能である。現在のところ同路線は事業化がなされていないため、協定変更により引渡期間を延長しているということであるが、公社からは早期買取りを求められていることもあり、速やかな再取得が求められる。

そもそも土地の取得資金は基金から土地開発公社に既に渡っており、県は追加的に再取得資金を用意する必要がない。基金を取り崩して一般会計繰入を行い、これによって県が同用地を買い取ることによって、基金の貸付金の回収を図ることも可能であるため、検討すべきである。

(2 0) 秋田県美術品取得基金

【意見 1 8】秋田県立近代美術館の常設展料金について

美術館の修繕費等の運営費用も当基金により賄うことができる運用となっているが、本来、美術館の運営費用は、使用料を徴収することでその一部を受益者負担に求めるべきである。

この点、秋田県立近代美術館の常設展の入場料は無料であり、その運営は全額公費でなされている。

しかし、秋田県立近代美術館が入っている秋田県ふるさと村は、秋田県ふるさと村条例第 1 条により、文化継承・文化創造に関する施設であるとともに、観光施設にも位置付けられている。観光施設の要素が入っているのであれば、なおさらのこと、受益者負担の考え方に照らして入場料金を徴収すべきであると考えられる。

なお、秋田県立美術館は有料である。東北地方の他県の状況を見ても、県立美術館で常設展を無料としている県はない。

現状は美術品の作品数が揃っているため、当基金は一般会計から追加の積立てを行わない予定であり、現状の利息収入のみでは美術品の維持・修繕への使用額を吸収できず、減少していくのみであることが想定される。秋田県立近代美術館の常設展入場料金を徴収し、それを美術品取得基金に繰り入れることで、美術品の修繕、維持管理に資すると考えられ

る。

【意見 19】基金の必要残高の見直しについて

美術品の取得は当分の間予定されておらず、約 5 億円の基金の使い途が明確でない。美術品を機動的に収集・取得するという当初の役割は果たしたものとも考えられ、基金の設置目的に照らして、必要な残高水準を見積もり、不要と見込まれた部分について、基金の縮小を検討すべきである。

【意見 20】美術品取得基金の設置目的について

美術品取得基金の設置目的は、条例において「美術品を円滑かつ効率的に取得し、及び適切に管理し、もつて県民の文化の向上に資するため、秋田県美術品取得基金を設置する」とされている。このうち、「適切に管理」という文言が、美術品の管理を指すのか、美術館の維持管理を含むものなのかについて実際の運用を質問したところ、美術品をよりよい環境で保存するための光熱費、燻蒸費や美術品の修復費用等の他に、秋田県立近代美術館の修繕費にも充てることができる運用になっているとのことであった。なお、この運用はマニュアルや要綱で明文化されているものではなかった。

条例上は「美術品を（中略）適切に管理し」とあるため、美術館の修繕に当該基金を使用することは、目的の範囲を超えた支出となっていた可能性がある。当該支出をする際には、それが目的の範囲に含まれることをなんらか明らかにしておく必要があったと考えられる。

なお、美術館の修繕はある程度計画的に支出できるものと考えられ、美術品取得のような機動性は求められない。他の建物等の修繕と同様に年度の予算措置を経て支出すればよく、基金として保有しておく必要性が乏しいため、本来であれば基金の使用目的に含めるべきではないものと考えられる。

したがって、美術品取得基金の充当の範囲に美術館の維持修繕を含めるべきか否かを、基金の目的に沿って整理し、その取扱いを明文化しておく必要がある。

【意見 21】美術品の「物品」への移管について

美術品取得基金は預金と美術品で構成されているため、美術品取得基金の残高は美術品の購買余力を反映していない。

また、基金で保有する美術品は、展示を目的としており売却等は想定していない。そのため、本来であれば地方自治法第 239 条 に定められている「物品」に該当するものである。

したがって、美術品取得基金で保有する美術品を「物品」に移管し、今後は基金を預金のみで保有すべきである。

以上